

# 平成27年度年次報告（概要）

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令に基づき、平成27年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するもの

平成28年4月  
電気通信紛争処理委員会

## 委員及び特別委員の任命状況

平成27年11月に特別委員8名を任命(新任3名、再任5名)。平成28年3月31日現在の委員及び特別委員は以下のとおり。

### 【委員(5名)】

| 氏名              | 役職等                                | 任命日        |
|-----------------|------------------------------------|------------|
| 中山 隆夫<br>(委員長)  | 弁護士<br>中央大学法務研究科教授<br>(元福岡高等裁判所長官) | 25.12.3 新任 |
| 荒川 薫<br>(委員長代理) | 明治大学教授                             | 25.12.3 再任 |
| 小野 武美           | 東京経済大学教授                           | 25.12.3 新任 |
| 平沢 郁子           | 弁護士                                | 25.12.3 新任 |
| 山本 和彦           | 一橋大学大学院教授                          | 25.12.3 再任 |

### 【特別委員(8名)】

| 氏名     | 役職等          | 任命日         |
|--------|--------------|-------------|
| 青柳 由香  | 横浜国立大学大学院准教授 | 27.11.30 新任 |
| 荒井 耕   | 一橋大学大学院教授    | 27.11.30 再任 |
| 大橋 弘   | 東京大学大学院教授    | 27.11.30 新任 |
| 加藤 寧   | 東北大学大学院教授    | 27.11.30 再任 |
| 小塚 莊一郎 | 学習院大学教授      | 27.11.30 再任 |
| 近藤 夏   | 弁護士          | 27.11.30 再任 |
| 矢入 郁子  | 上智大学准教授      | 27.11.30 新任 |
| 若林 和子  | 公認会計士        | 27.11.30 再任 |

## 委員会の開催状況

平成27年度は、9回の委員会を開催。

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 第150回<br>(27.4.13~15) | ・あっせん不実行案件の公表                                     |
| 第151回<br>(27.4.22~24) | ・平成26年度年次報告の決定                                    |
| 第152回<br>(27.6.3)     | ・放送用施設の視察   |
| 第153回<br>(27.6.26)    | ・調査研究(事業者協議の実態調査等)の説明<br>・あっせん申請の受理及び取扱い          |
| 第154回<br>(27.9.29)    | ・あっせん事案<br>・あっせん終了案件に係る事業者からの報告<br>・情報開示請求対応に係る報告 |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 第155回<br>(27.11.27)  | ・政策担当部局からの説明<br>・委員会令の一部改正<br>・紛争処理マニュアルの改訂<br>・あっせん終了案件 |
| 第156回<br>(27.12.3~4) | ・あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定                                      |
| 第157回<br>(28.1.26)   | ・事業者団体(電気通信事業関係)からの説明<br>・あっせん終了案件の公表                    |
| 第158回<br>(28.3.11)   | ・政策担当部局からの説明<br>・平成27年度年次報告(案)の審議                        |

## あっせんの処理

平成27年度に受け付けたあっせんの申請及びその対応は以下のとおり。

### 【申請の概要】

A社(B社の電話サービス等の再販業務等を行う者)が、B社提示の卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直しを求めるもの。

### 【主な経緯】

|                   |   |
|-------------------|---|
| 27. 6. 9          | A社から、あっせんの申請。                             |
| 27. 6.30          | B社から、答弁書の提出。                              |
| 27. 7.17          | あっせん委員による両当事者からの意見聴取。                     |
| 27. 7.27<br>～8.25 | あっせん委員から両当事者に対する質問及び両当事者からの回答。            |
| 27. 9. 7          | B社の回答内容等を踏まえまとめられた提供条件をA社に提示。             |
| 27. 9.18          | 対面による当事者間協議の実施。<br>(以降、両当事者間における書面による協議。) |
| 27.11.24          | 両当事者から、委員会に対し、基本合意が成立した旨の報告があったため、あっせん終了。 |

### 【主な合意事項】

- ・ B社はA社に対し、双方が合意した価格条件で役務を提供すること。
- ・ 価格に影響を与える事由が発生した場合には、B社は価格変更の協議を申し入れることができるものとし、A社は当該価格変更が合理的な根拠及び算出方法である場合には、原則として受け入れるものとする。
- ・ B社はA社に対して特約を廃止する条件の追加を求めるものとし、A社はこれに従うものとする。

(参考)これまでのあっせんの処理結果



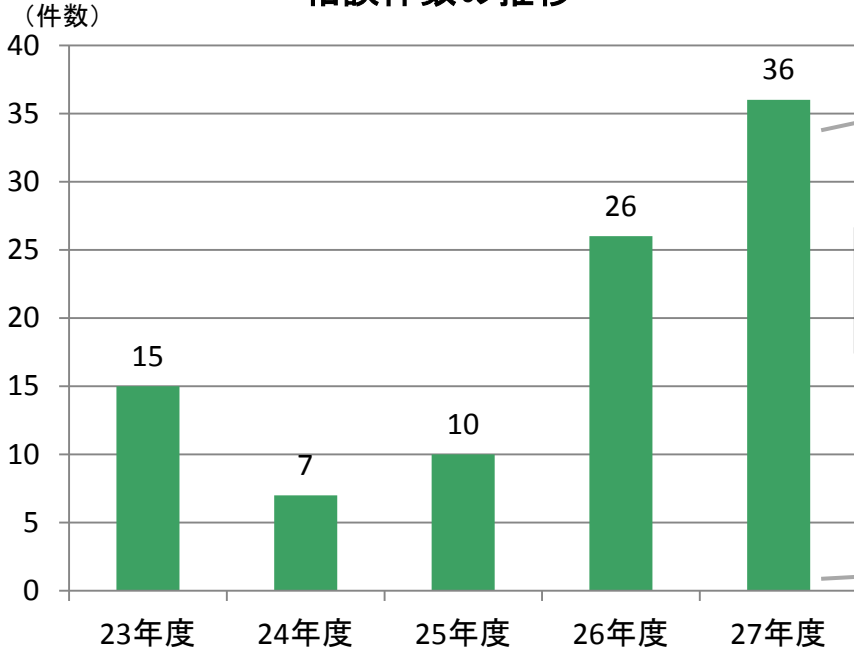
注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件27件の合計。

注2:「不実行」とは、一定の場合(他方当事者があっせんに拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等)に委員会があっせんしないこと。

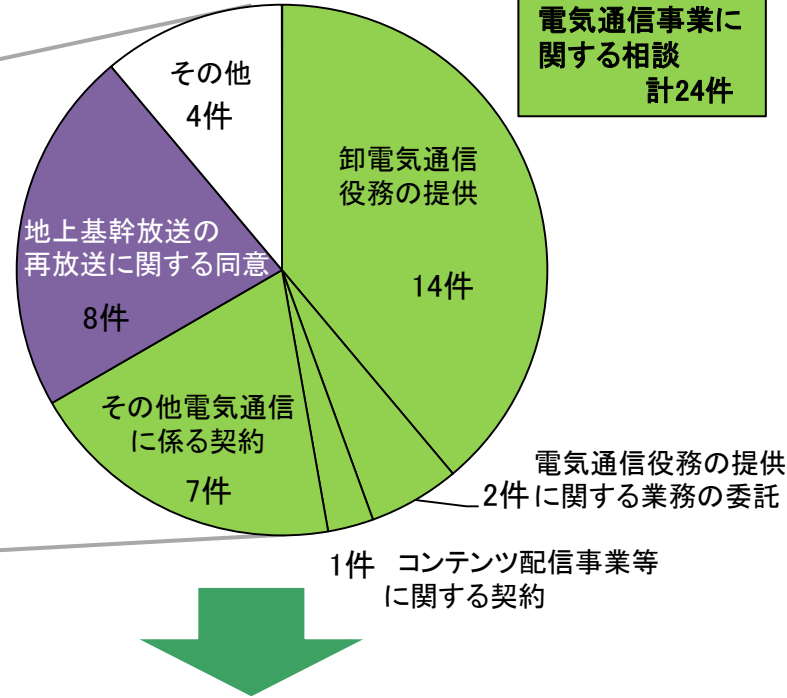
## 相談対応

事業者等相談窓口において、36件の相談及び問合せを受け付け、対応。

### 相談件数の推移



### 相談内容別内訳(27年度)



| 相談対応結果                     | 件数  |
|----------------------------|-----|
| あっせんの申請があった                | 1件  |
| 事業者間協議等が進捗し解決した            | 3件  |
| 事業者間協議を継続することとなった          | 19件 |
| 事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした | 0件  |
| その他                        | 13件 |

## 政策担当部局からのヒアリング等

政策担当部局及び事業者団体等からのヒアリング等を実施。

| 会合・日付               | 説明者                   | 議題                                |
|---------------------|-----------------------|-----------------------------------|
| 第152回<br>(27.6.3)   | (株) テレビ朝日             | ・放送用施設の視察                         |
| 第153回<br>(27.6.26)  | 電気通信紛争処理委員会事務局        | ・地方小規模電気通信事業者及びコンテンツ配信事業者の協議の実態調査 |
|                     |                       | ・米英における紛争処理制度                     |
| 第155回<br>(27.11.27) | 総合通信基盤局               | ・電気通信事業分野における競争状況の評価2014          |
| 第157回<br>(28.1.26)  | (一社) テレコムサービス協会       | ・FVNOの現況と課題                       |
|                     | (一社) 日本インターネットプロバイダ協会 | ・最近の活動概要及び事業者間協議の状況等              |
| 第158回<br>(28.3.11)  | 総合通信基盤局               | ・電気通信事業法等の一部を改正する法律の概要            |
|                     |                       | ・NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況         |

## 周知広報

委員会の認知度及び利便性向上のための取組を実施。

| 施策               | 時期              | 内容   |
|------------------|-----------------|--|
| 講演会等での業務説明       | 27年5月<br>～28年2月 | 全国5か所(宮城、愛知、兵庫、愛媛、長崎)で、委員会の概要、あっせんの手続、事業者等相談窓口等について説明。 |
| 委員会パンフレットの改訂・配付  | 27年5月           | パンフレットをより分かりやすく親しみやすい内容に改訂し、電気通信事業者等(1,212社)に配付。       |
| 委員会ホームページのリニューアル | 28年2月           | ホームページを利用者にとって理解しやすく、使い勝手の良いものとなるよう見直し。                |

## 委員会に関係する制度改正

電気通信事業法の改正(平成27年5月公布、平成28年5月施行)により、特定ドメイン名電気通信役務の提供義務に違反した場合の総務大臣による業務改善命令について、委員会への諮問事項に追加。また、放送法の改正に合わせ、委員会令を改正(平成28年4月施行)。